

公立大学法人青森公立大学では、下記のとおり専任教員を公募していますので、希望者は応募締切期日までに応募書類を郵送してください。

記

- 1 募集分野：教育学（教職課程関連）
- 2 職位：教授、准教授または講師
- 3 募集人員：1名
- 4 主要担当科目：教職科目の「教職概論」を主とし、「教育実習事前事後指導」などの教育実習関連科目を担当する。また、「教育原論（教育原理）」「教育行政論」「教育課程論」「特別活動指導法」「進路指導の理論と方法」「職業指導」のうち1科目以上を担当する。その他、全学共通の授業も担当する。
- 5 着任時期：2024年4月1日
- 6 雇用形態：常勤（定年制）
- 7 応募資格：（1）担当科目の分野で修士以上の学位を有する方（取得見込みの方を含む）、またはそれと同等の業績を持つ方。  
（2）教員養成に関心をもち、教育実習にかかわる学生指導に従事できる方。  
（3）教員免許状を取得していることが望ましい。
- 8 応募書類：封筒の表に「教育学」と朱書きのうえ、下記の書類を簡易書留郵便又は宅配便等、配達状況が確実に記録される方法で送付してください。
  - ①履歴書（本学所定の履歴書を利用し、高等学校卒業後の学歴及び大学卒業後の職歴等をすべて記載すること）
  - ②教育研究業績書（これまでの研究業績をすべて記載すること）
  - ③審査用の代表的業績4点以内のコピー（著書や修士論文または博士論文を提出する場合には、要旨をA4用紙で5枚程度にまとめたものを添付すること）
  - ④赴任後の本学での教育・研究・地域貢献（公開講座等）、学内運営協力等についての所信をまとめたもの（書式は任意）※①及び②の様式は、  
<https://www.nebuta.ac.jp/university-nformation/careers>に掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。  
※応募書類は一切返却いたしません。予め御了承ください。
- 9 送付先：〒030-0196 青森県青森市大字合子沢字山崎153-4  
青森公立大学事務局 総務企画グループ 総務企画チーム
- 10 応募締切：2023年9月1日(金)必着
- 11 その他：この件に関する問合せは、本学総務企画グループ総務企画チーム 吉岡・千葉（電話017-764-1555代表）にお願いいたします。

以上

## 公立大学法人青森公立大学教員採用及び昇任規程

平成21年4月1日  
規程第62号

改正 平成21年11月規程第145号  
改正 平成23年3月規程第13号  
改正 平成27年3月規程第15号  
改正 平成28年9月規程第21号  
改正 平成30年6月規程第17号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則(平成21年規程第36号)第6条第3項の規定に基づき、青森公立大学の教員職員の採用及び昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (発議)

第2条 教員職員(教授、准教授及び講師をいう。以下「教員」という。)の採用は、選考により行う。

2 教員の採用及び昇任の選考は、学長が、教育研究審議会の議に基づき教員人事の基本方針に従い、理事長及び学部長(青森公立大学学部長会議規程(平成21年規程第13号)第3条第1項第2号から第6号までに掲げる者をいう。)と協議し、発議する。

### (選考)

第3条 教員の採用及び昇任に係る選考は、別に定めるところにより設置する公立大学法人青森公立大学人事委員会(以下「人事委員会」という。)の議に基づき、理事会が行う。

2 人事委員会は、前項の規定により教員の採用及び昇任に係る選考の審議を行うに当たっては、教育研究審議会(当該審議が法人の経営に関するものであるときは、教育研究審議会及び経営審議会)の意見を徴しなければならない。

3 教育研究審議会は、業績審査委員会の審査結果の報告を踏まえ、審議する。

### (教員の資格)

第3条の2 教員の資格は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第14条から第16条までの規定に従い、次条から第6条までに定めるところによる。

### (教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 大学において教授の経歴のある者

(4) 大学において准教授の経歴があり、担当する分野における教育研究上の業績があると認められる者

(5) 芸術、体育等の分野を担当する場合にあっては、特殊の技能に秀で、教育の経歴がある者

(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者  
(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

(1) 前条に規定する教授となることのできる者

(2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者

(3) 大学において3年以上助手又はこれに準ずる職員として経歴がある者

(4) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(5) 研究所等に5年以上在籍し、研究上の業績があると認められる者

(6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者  
(講師の資格)

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 前2条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者  
(業績審査委員会)

第7条 教員採用予定者及び昇任予定者の資格の審査をするため、学部教授会(以下「教授会」という。)に業績審査委員会を設置する。

2 業績審査委員会は、教授会で互選された教員及び学部長が指名する教員で組織する。

3 前項に規定する業績審査委員会の構成員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 教授又はこれに準ずる者の採用及び教授への昇任 教授会構成員のうち教授の職にある者で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名

(2) 准教授又はこれに準ずる者の採用及び准教授への昇任 教授会構成員のうち准教授以上の職にある者で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名

(3) 講師の採用 教授会構成員で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名

(業績審査委員会の定数)

第8条 業績審査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(業績審査委員会の委員長)

第9条 業績審査委員会に委員長を置く。

員としての採用が決定された者は、この規程に規定する手続に基づき採用が決定された者とみなす。

附 則 (平成21年規程第145号)  
(施行期日)

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則 (平成23年規程第13号)  
(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第15号)  
(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第21号)  
(施行期日)

この規程は、平成28年9月16日から施行する。

附 則 (平成30年規程第17号)  
(施行期日)

この規程は、平成30年6月22日から施行する。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 業績審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(業績審査委員会の表決)

第10条 業績審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(募集方法等)

第11条 教員採用予定者に係る募集は、公募又は推薦によるものとする。

2 業績審査委員会は、履歴書及び業績目録等の審査のみを行うものとする。

3 業績審査委員会は、前項の審査の結果について、業績審査結果報告書に当該採用又は昇任に係る者の履歴書及び業績目録等を添えて、学部長に提出するものとする。

4 学部長は、前項の規定により提出された審査の結果を、教育研究審議会に報告するものとする。

5 学部長は、第3項の業績審査結果報告書、履歴書及び業績目録等を、人事委員会における当該採用又は昇任の可否に係る表決の後、教授会構成員に対し1週間以上縦覧に供するものとする。ただし、当該人事委員会の表決においてこれが否決されたときは、この限りでない。

(経過報告等)

第12条 学長及び学部長は、前条第2項の審査の経過について、業績審査委員会から報告を求めることができる。

(学長への内申)

第13条 人事委員会の長は、教員採用及び昇任の結果を、人事委員会の議事録を添付し学長へ内申するものとする。

(理事会への申出)

第14条 学長は、前条の結果に基づき、教員の採用及び昇任について理事会に諮るものとする。

(その他)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、人事委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に青森公立大学教員採用及び昇任規程（平成12年7月27日施行）に規定する手続に基づき施行日以後における教